

公衆浴場の営業許可取得後に必要となる手続き

以下の場合、保健所への**届出が必要**になります。※手数料はかかりません。

- ① 営業許可事項について変更があった場合
- ② 事業譲渡による承継の場合
- ③ 相続による承継の場合
- ④ 法人の合併・分割による承継の場合
- ⑤ 営業を休止する場合（全部もしくは一部）や、
営業をやめた場合



① 営業許可事項について変更があった場合

「公衆浴場営業許可事項変更届」に、下記の必要書類を添えて、10日以内に保健所に提出してください。

変更内容	必要書類
<input type="checkbox"/> 施設名称が変わった	・ 公衆浴場営業許可証
<input type="checkbox"/> 法人開設者の名称、所在地、 代表者が変わった	・ 公衆浴場営業許可証 ・ 履歴事項全部証明書（原本もしくは原本提示の上での写し）
<input type="checkbox"/> 個人開設者の氏名、住所が変わった	・ 公衆浴場営業許可証
<input type="checkbox"/> 衛生管理に係る責任者が変わった	・ 特になし
<input type="checkbox"/> 設備や構造が変わった （軽微なもの） ※事前に保健所に図面相談をしてください。 変更が大規模な場合は、新規申請が必要 になります。	・ 変更内容を確認するための書類（新旧） 施設図面、給排水の配管図、構造仕様書 等 ・ 公衆浴場施設概要 ・ 水質に影響する変更の場合は、水質検査の結果 ※変更内容によって必要な書類が異なります。 詳細はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 使用水の種類が変わった	・ 保健所へご確認ください。

☆施設の移転や立て直し、
大規模な構造設備の変更の場合
は、変更届ではなく、新規申請
が必要となります（手数料がかかります）。

※構造設備の変更については、
事前に保健所に図面相談を
してください。

② 事業譲渡による承継の場合

営業の譲渡により、譲受者が営業の地位を承継した場合は、
営業譲渡承継届に「営業の譲渡が行われたことを証する書類※」
を添付して、遅滞なく保健所に提出してください。

また、譲受者が法人の場合は、登記事項証明書の提出も必要
となります。 ※譲渡証明書（原本）や譲渡契約書の写しなど

!!! 注意点 !!!

- ・ 事業譲渡であることを証する書類がない場合（事業譲渡ではなく、
営業者が変わる場合）や、大規模な構造設備の変更がある場合は、
新規の届出となります。
- ・ 別途変更届の提出が必要となる場合があります。

③相続による承継をする場合

個人営業者が死亡し、相続人が、浴場業の地位を承継する場合の手続きです。

「公衆浴場営業相続承継届」に下記の書類を添えて、相続後遅滞なく(概ね60日以内)保健所に提出してください。

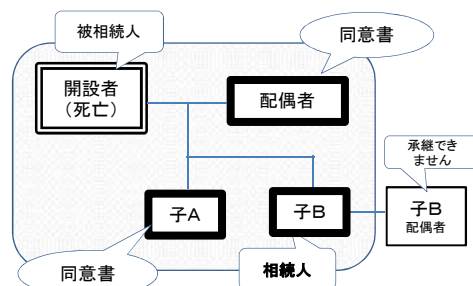
・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)※

- (1) 被相続人(死亡した営業者)の出生から死亡までの戸籍謄本。
- (2) 相続人全員の戸籍謄本((1)に記載されている方については省略可能)
注: 除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。

・相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意書

・公衆浴場営業許可証

※法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)でも可。



例: 開設者が死亡し、子Bが相続承継する場合

④合併・分割による承継をする場合

営業法人の合併や分割により設立された法人が、浴場業の地位を承継する場合の手続きです。

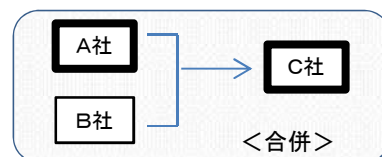
「公衆浴場営業合併(分割)承継届」に下記の書類を添えて、相続後遅滞なく(概ね60日以内)保健所に提出してください。

下記(1)~(3)の法人であって、浴場業を承継する法人の

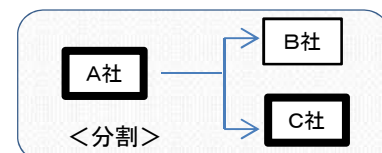
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・履歴事項全部証明書(原本もしくは原本提示の上での写し)

- (1) 合併後存続する法人
- (2) 合併により設立された法人
- (3) 分割により設立された法人

・公衆浴場営業許可証



例1: A社が営業していた施設を、合併により設立されたC社が承継する場合



例2: A社が営業していた施設を、分割により設立されたC社が承継する場合

⑤営業を停止する場合(一部もしくは全部)や、営業をやめた場合

公衆浴場営業停止(廃止)届に

公衆浴場営業許可証を添えて、営業をやめた後、10日以内に保健所に提出してください。

営業許可証を紛失している場合は、届出にその旨記載の上提出してください。

お問い合わせは・・・

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12

TEL:048-840-2227 FAX:048-840-2232

E-mai:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp